

職員一般定期健康診断（従来型）		有害業務健康診断（第1期）
検査項目	備考	対象者 / 検査項目等
<p>【法定項目】</p> <p>① 既往歴及び業務歴の調査 … 問診</p> <p>② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 … 問診</p> <p>③ 身長、体重、腹囲 視力及び聴力の検査</p> <p>④ 胸部エックス線検査</p> <p>⑤ 血圧の測定</p> <p>⑥ 貧血検査 (赤血球数及び血色素量)</p> <p>⑦ 肝機能検査 (GOT・GPT・γ-GTP)</p> <p>⑧ 血中脂質検査 (LDLコレステロール・ HDLコレステロール・ トリグリセライド)</p> <p>⑨ 血糖検査</p> <p>⑩ 尿検査(蛋白・糖)</p> <p>⑪ 心電図検査</p>	<p>③ 腹囲の検査 ● 35歳、40歳以上の者 除外者①BMI20未満の者 ②BMI20～22で自己計測</p> <p>③ 聴力の検査 ● 35歳、40歳、45歳以上の者 ● 1,000Hzの30dB及び4,000Hz の40dBで純音を用いてオーゾ オメータで検査</p> <p>④ 胸部エックス線検査 ● 医療及び教育に従事する者 40歳以上の者及び5歳毎の 節目年齢の者(20歳、25歳、 30歳及び35歳)</p> <p>⑥～⑨の検査を受ける者 ● 35歳、40歳以上の者</p> <p>⑪ 心電図検査 ● 35歳、40歳以上の者 ● 安静時標準12誘導</p>	<p>対象者</p> <p>■有害業務従事状況登録者</p> <p>検査項目(血液検査)</p> <p>■左記検査項目の⑥～⑨のとおり</p> <p>※ 血液検査は、35歳、40歳以上で職員一般定期健康診断を受検する者は、検査項目が重複するため不要(省略)</p> <p>特記事項 ※下記取扱者は、年間100日以上 の付帯条件なし</p> <p>H B ・ B ヒト血液等取扱者 ■血液検査は左記⑥～⑨に加えて HBs抗原・抗体検査実施</p> <p>視力の任意計測は実施しません。 有害業務(情報機器業務)に該当する方のみです。</p>
<p>【法定外項目】</p> <p>⑫ 胃の検査</p> <p>⑬ 便潜血検査</p> <p>※法定外項目については、京都大学の教職員に限定する。 職員に準ずる者の受検は認めない。</p>	<p>⑫⑬の検査については、40歳以上の事前予約者(希望者)限定</p> <p>⑫ 胃の検査 ■造影剤(バリウム等)使用の間接撮影</p>	

注) 年齢は当該年度の4月1日現在